

官公需法に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

本誌9月号に掲載いたしましたように、中小企業需要創生法が成立いたしました。その中で「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」が改正されました。それに基づき、官公需における新規中小企業者向けの契約比率や、新規中小企業者を含めた中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、措置事項等を定める基本方針を閣議決定しました。

基本方針では新規中小企業者向けの契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績の約1%程度と推計されることを踏まえ、契約目標として、官公需総額に占める割合を平成27年度から平成29年度までの3年間で26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるように努めることとしました。

また、新規中小企業者への配慮措置として、入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契

約の際に新規中小企業者を見積りに含める、等に配慮することとしました。この他にも、調達担当者等が新規中小企業者の情報を入手しやすくするための情報登録サイト（「ここから調達」）の開発・運営や、地方公共団体との連携を図ることとしました。

各省庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項に基づき、国等の契約の基本方針に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備することとしました。

◎詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

元気で長生きをする食事と生活

○食事と生活

人は成長・発育を遂げ、体を維持し、活動するために必要なエネルギーや栄養素を毎日の食事から取っています。

このため毎日の食事の取り方などの良し悪しは健康状態に大きく関わってきます。

朝食の欠食や好きな料理や食品に偏った食事、お酒の飲み過ぎなどの食事の乱れや、運動不足などは高血圧や糖尿病、脳血管疾患などの生活習慣病の原因になります。

元気で長生きをするためには、これらの生活習慣病にかからないことが基本になります。

○食事の取り方

1. 3食をしっかりと食べる。

朝食は、1日の始まりに必要なエネルギー源です。しっかりと食べましょう。立ち食いそば1杯でも食べないよりはましです。

2. 主食（ご飯、パン、めん類などの料理）、主菜（魚、肉、卵、とうふなどを使用した料理）、副菜（野菜、海藻、きのこ、こんにゃくなどを使用した料理）、汁物などを揃える。外食は、ラーメンなどの単品料理は控え、定食物を選びましょう。

3. 腹八分を守って食べ過ぎない。

肥満は、色々な生活習慣病の誘因になります。肥満気味の方は、ご飯などの主食や油（脂）を多く使用した揚げ物などの料

理は控えましょう。

4. 味付けは薄味を心掛け、食塩の取り過ぎに注意する。

食塩の取り過ぎは、高血圧の原因になり、高血圧は脳梗塞などの脳血管疾患の誘因になります。

5. 間食に果物や牛乳、乳製品などを取る。

○毎日の生活

1. 体を良く動かして、活動的な生活を心掛ける。週に2〜3回は、30分程度の運動を。

2. 十分な睡眠を取る。

3. 定期的な健診を心掛ける。

また、体の不調を感じたら速やかに医師の診断を受ける。以上が元気で長生きをする基本的な事柄です。

（公益社団法人千葉県栄養士会 会長 長谷川克己）



会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター(千葉県中央会)からのお知らせ

○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

☆行動計画策定の流れ

①自社の現状・ニーズ等を把握

- ☞行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ☞例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ☞また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦勞している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

②行動計画内容を決定

- ☞課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ☞目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ☞目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ☞自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ☞目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ☞一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ☞従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ☞行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤行動計画を実施。

- ☞行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会経営支援部 渡邊（推進員）、堀江まで（☎ 043-306-3282）